

介護報酬改定に関する日程

	施設給付に関する事項	訪問介護など施設給付以外に関する事項
2005年5月	施設給付改定に向け検討開始	
6月	諮問・答申	介護予防作業グループの設置
7月	新報酬告知	
10月	新報酬施行	
06年1月		諮問・答申
2月		新報酬告知 指定基準公布
4月		新報酬施行

5/3 共同

訪問介護は定額払い制

06年度事業所報酬改定で厚労省方針

給付費の急増に歯止め

厚生労働省は二日、ホームヘルパーらが要介護高齢者の自宅でケアをする訪問介護の事業者報酬について、サービス内容や組み合わせによって額が決まる定額払い制度の導入に乗り出す方針を固めた。現行の時間や回数に応じて支払われる報酬体系は廃止する。これに伴い、利用者が事業者に支払うサービス料金は原則、定額制となる。日常動作など個人差がある要介護高齢者のケアを一律に時間で計って評価することは不適切だと判断、全面的に見直す方向となった。現行は身体を二律に時間で計って評価することは不適切だと判断、全面的に見直す方向となった。現行は身体費増に歯止めをかける狙いもある。

二〇〇六年四月から実施される介護報酬改定へ向け、今年五月までに論点を整理し、六月から本格的な論議を開始する意向だ。

同省は、個別ケアの質や生活機能の向上を促すためには、今国会で審議中の介護保険法改正案の柱となっている筋力向上トレーニングなどの新サービスのうちから自分に合った訪問介護も含め、報酬単価は時間概念からの脱却が必要と判断。要介護度に応じた個々のサービスの組み合わせごとに報酬点数を設定し、事業者はその点数内でサービスを適切に提供する仕組みを検討。報酬単価を決める社

介護報酬 介護事業者が提供したサービスに支払われる報酬で、3年ごとの見直される。2006年4月の改定に向け、訪問介護を含め介護保険制度改正に伴う新予防介護給付や、身近な地域で多様なサービスを展開する地域密着型サービスな

ど、給付体系が大きく変わるかどうかが焦点。今年10月から食費、居住費の給付費が保険の対象外となる施設給付は夏ごろ報酬額を告知する予定。残りのサービスの新単価は06年度予算編成を経て来年2月ごろに告知の見通し。

会保障審議会介護給付費分科会とは別に作業チームを設け具体策を詰める。

利用する側は、サービスの内容などで料金設定が異なるいくつかのコースの中から自分に合ったものを選ぶことなどが考えられる。

また介護保険制度の要となるケアマネジャーの基準や報酬については、医療との連携を重視。入院から退院、在宅というプロセスを主治医とケアマネが継続的にフォローする。

するために、介護報酬、診療報酬の両制度上になわたり評価できる新たな体系を創設する案も検討される見通しだ。

さらにケアマネ一人当たりが標準的に担当する現在の五十人は多すぎるため、担当人数を減らす。それに伴って減収と見直し、独立性を高め